

公 安 委 員 会	自動車安全運転センター	平成24年7月5日
説明資料No. 1	役員の選任の認可について	交 通 企 画 課

1 概要

自動車安全運転センターの役員の選任及び解任は、国家公安委員会の認可が必要とされているところ、本年7月23日に常勤理事1名が任期(2年)満了となることから、当該理事の選任(再任)について、認可申請がなされたもの。

※ 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)

第20条 役員の選任及び解任は、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 役員に選任(再任)しようとする者

理事(調査研究担当)

石川 博敏(いしかわ ひろとし)

【主な経歴】

- ・ 学歴: 東京理科大学(工学部機械工学科)卒業、東京農工大学(工学博士取得)
- ・ 職歴: (財)日本自動車研究所、米ジョージワシントン大学客員研究員、科学警察研究所(任期付職員)

3 常勤理事の所掌事務

センターの常勤理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行うこととされている(自動車安全運転センター定款第7条第2項。)。

なお、調査研究担当理事は、調査研究業務に関する業務を掌理することとされている。

4 任期

(1) 現在の任期

平成22年7月24日から平成24年7月23日まで

(2) 再任後の任期

平成24年7月24日から平成26年7月23日まで

公安委員会 説明資料No. 2	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的 事案対策推進状況と今後の取組について	平成24年7月5日 生活安全企画課 捜査第一課
--------------------	---	-------------------------------

第1 認知等の状況（本年1月から5月まで）

1 ストーカー事案

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ○ 認知件数 | 7,841件 (前年同期比+2,069件、+35.8%) |
| ○ ストーカー規制法に基づく告白 | 839件 (前年同期比+344件、+69.5%) |
| ○ ストーカー行為罪検挙 | 124件 (前年同期比+37件、+42.5%) |
| ○ 禁止命令 | 23件 (前年同期比+4件、+21.1%) |
| ○ 禁止命令違反検挙 | 6件 (前年同期比-2件、-25.0%) |
| ○ 他法令検挙 | 599件 (前年同期比+273件、+83.7%) |

2 配偶者暴力事案

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| ○ 認知件数 | 16,960件 (前年同期比+3,000件、+21.5%) |
| ○ 裁判所からの保護命令通知 | 973件 (前年同期比+143件、+17.2%) |
| ○ 保護命令違反検挙 | 38件 (前年同期比+14件、+58.3%) |
| ○ 他法令検挙 | 1,512件 (前年同期比+592件、+64.3%) |

→ 都道府県警察による積極的な取組の成果と考えられる。

第2 対策推進状況

1 都道府県警の担当者会議を開催し、意識改革を徹底

4月6日 主要都県の担当者会議を開催。

5月21・22日 全国担当者会議を開催。グループ別に設定したテーマを掘り下げて検討するグループ討議を実施し、ストーカー等の被害者に対する的確な対応等について理解を深めた。

2 ストーカー規制法の運用等に関し、都道府県警から意見聴取

1の会議等の機会に、都道府県警から法の運用等に関する意見を聴取しており、

- ・ストーカー法の禁止命令等を発出する権限が、被害者の住所地を管轄する都道府県公安委員会等にしか与えられていない。
- ・無言電話や拒まれた後の連続電話はつきまとい等として規制の対象になる一方で、電子メールの大量送信等はつきまとい等に該当しない。といった点が指摘されている。

今後も引き続き意見聴取を継続していく予定

3 的確な対応により未然防止を図った事例等の全国共有

「要注意ストーカー・DV事案対応ニュース」(6月30日現在、15号発行)

第3 今後の取組

1 危険性判断チェック票（試案）の検討

外部の司法精神医学に関する有識者に委託し、科学的・専門的な知見を導入（試行を3回実施予定。第1回3月実施、第2回7月、第3回（第2回結果を踏まえて計画））。

2 被害者の意思決定支援の推進

被害者等に対するわかりやすい説明と被害の届出、警告の申出等の意思決定の支援（試行）

3 平成23年中に受理した全てのDV相談等の再点検の継続的実施

今後警察庁から進捗状況の確認等を行い、早期に完了させる。

公 安 委 員 会 説明資料NO. 3	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」の策定について	平成24年7月5日 情報技術犯罪対策課 少 年 課
------------------------	--	---------------------------------

1 概要

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第12条に基づき、平成21年6月30日に基本計画を決定。

同計画中第6「4. 基本計画の見直し」において、3年後を目途に基本計画を見直すこととされていることから、本年7月6日、子ども・若者育成支援推進本部（※）において第2次基本計画が策定されるもの（パブリックコメントは、本年5月29日～6月15日に実施済み）。

（※）子ども・若者育成支援推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（青少年）

本部員：国家公安委員会委員長等6大臣

その他（全閣僚を指定済み）

1 頁

2 基本計画の見直し

（1）背景・見直し方針

- 平成21年の基本計画を受け、官民による積極的な活動が展開されたが、フィルタリング利用率はやや伸び悩み傾向にあるほか、スマートフォン等の新たな機器が出現し、今後青少年にも急速に普及していくことが予想。
- こうした情勢を踏まえ、第2次基本計画は、「スマートフォンを始めとする新たな機器への対応」、「保護者に対する普及啓発の強化」、「国、地方公共団体、民間団体の連携強化」の3項目を特に留意すべき課題として見直し実施。

1～
2 頁

（2）当庁関連の見直し内容

○ サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進

既存のサイバー防犯ボランティアのノウハウを調査研究し、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援して、国民参加の気運を醸成。

7 頁

○ 社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施

青少年が使用する携帯電話・PHS等の購入が多く見込まれる進学・進級時期等における集中的かつ効果的な広報啓発等を実施。

9 頁

○ フィルタリング提供義務等の実施徹底

インターネットカフェ事業者に対して、青少年に対する有害情報の閲覧防止措置を講ずるなど、青少年インターネット環境整備法の遵守等の働き掛けを継続的に推進。

10 頁

3 今後の対応

第2次基本計画の当庁関連施策を都道府県警察等と連携して、効果的に推進。

公安委員会 説明資料No. 4	携帯電話販売店店長による 不正競争防止法違反事件の検挙 について	平成24年7月5日 暴力団対策課 生活安全企画課
--------------------	--	--------------------------------

愛知県警察は、本年6月28日、不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で被疑者2名を逮捕した。

1 被疑者

(1) 元携帯電話販売店店長

甲 33歳

(2) 探偵業

乙 36歳

2 逮捕事実の概要

甲 は、岡山県内の携帯電話販売店店長として勤務していた平成22年7月及び8月、電気通信事業者が保有する営業秘密である顧客3名分の契約者情報を探偵である乙に開示したもの。

乙 は、同年7月及び8月、甲から取得した営業秘密である当該契約者情報を調査依頼者に開示したもの。

3 捜査の経緯

平成22年7月から8月にかけて発生した脅迫事件の捜査の過程で、大手電気通信事業者の保有に係る契約者情報の漏洩事実を把握し、不正競争防止法違反の捜査を鋭意進めたもの。

4 罪名・罰条

不正競争防止法違反

同法第21条第1項第4号及び第7号

（罰則：10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科）

5 今後の方針

- (1) 捜査を徹底し、同種事件の立件を進めるとともに、暴力団の関与の有無等も含めて事案の全容を解明する方針。
- (2) 探偵業を始めとする関係業界団体等に対し、法令遵守、個人の権利利益の保護等が徹底されるよう、所要の働き掛けを実施。

1 被害状況（7月4日現在。以下同じ。）

死者：15,866人、行方不明者：2,946人、負傷者：6,109人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約100,200人の警察官を派遣。
- 約4,300人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・自県部隊：約3,840人（岩手、宮城、福島）
 - ・派遣部隊：約460人（福島のみ）
- 被災3県情報通信部への職員派遣については、10人体制で継続。

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約27,600人	約36,800人	約35,700人	約100,200人
人・日(延べ)	約261,000人	約340,400人	約371,000人	約972,400人

4 主な災害警備活動等

○ 行方不明者の捜索活動等

- ・岩手県警察では約80人、宮城県警察では約60人、福島県警察では約60人の体制（3県警察とも自県体制のみ）で捜索活動を継続。
- ・岩手県警察では、6月10日から12日までの3日間、釜石海上保安部と連携し、延べ560人体制で捜索を実施した。
- ・宮城県警察では、6月13日に自治体と連携し、約30人体制で宮城県のサルベージ船を使用した水没車両の捜索を実施した。
- ・福島県警察では、6月21日に双葉広域消防と連携し、約250人体制で捜索を実施した。

○ 福島第一原子力発電所周辺における警察活動等

- ・特別警備隊等特別派遣部隊約460人体制で、警戒区域、計画的避難区域等における検問、警戒及び福島第一原子力発電所周辺における重点パトロール等を実施。なお、7月17日午前0時、飯舘村の避難指示区域が見直され、新たに帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編される予定。
- ・特別警ら隊、第二特別警ら隊等による警戒・警ら活動、各自治体の防犯パトロール隊等との合同パトロール、防犯カメラの運用等のほか、除染やインフラ復旧作業等の発注者に対し、受注業者に対する防犯指導を要請するなどの防犯対策を実施。（なお、地域警察特別派遣部隊は6月28日をもって派遣を終了）。

○ 身元確認

警察官約50人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,500体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約98%）。

宮城、岩手両県警察において、似顔絵（宮城：40体、岩手：10体）を作成して公表し、合計8体（宮城：7体、岩手：1体）の身元を確認した。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、特別出向者を含む地元県警察による警戒・警ら活動を実施。

被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を福島県に派遣し、機動力を活かしたよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を実施。